

令和4年1月21日  
川崎市多摩スポーツセンター

「まん延防止等重点措置」適用に伴う当館の運営について

1月19日に川崎市が「まん延防止等重点措置の実施区域」とされたことに伴い、神奈川県から「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」が示されました。

こうした状況下において、川崎市多摩スポーツセンターにおいても再び新型コロナウイルス感染拡大施策として令和4年1月21日（金）から同措置の実施期限である2月13日（日）までの間、以下の方針により運営させていただくことになりましたのでご確認ください。

また、当施設での取組に関してもご案内させていただきますので、こちらも併せてご理解ご協力いただけますようお願いいたします。

<<運営方針（抜粋）>>

・川崎市が管理する市民利用施設（スポーツセンター）については、利用者に対し、施設内での飲食や利用前後の会食を控えることなどの感染防止対策の徹底を積極的に周知したうえで引続き現状通り運営する。

<<川崎市多摩スポーツセンターの運営について>>

**まん延防止等重点措置に伴う、時短営業やスポーツデー及び各種教室の休止はございません。**

感染拡大防止のための実践事項

- ・3つの密の回避
- ・人と人との距離を確保
- ・マスクの着用
- ・会話は控える
- ・手洗いやアルコール消毒などの手指衛生
- ・咳エチケット
- ・館内での飲食行為の禁止
- ・換気の励行（扇風機やサーキュレーターの活用）
- ・感染流行地域からの移動を控える
- ・外出前の体調確認（体温測定、健康チェック、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅療養